

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

- 一 電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。
 - 1 別図第一号又は別図第二号に示す特性を有する擬似電源回路網を用いて測定すること。
 - 2 擬似電源回路網を用いることができない場合には、別図第三号に示す電圧プローブを用いて測定すること。
 - 3 準尖頭値の測定値が、平均値に対する許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。
- 二 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

- 1 磁界強度については、ループアンテナを用いて測定し、ループアンテナの最下端の地上高は一メートルとすること。
- 2 電界強度については、ダイポールアンテナを用い、ダイポールアンテナの最下端の地上高は〇・二メートル以上とし、ダイポールアンテナの中心を地上高一メートルから四メートルの間で昇降して各測定周波数における最大値を測定すること。
- 3 水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて測定を実施し、最大値を測定すること。
- 三 準尖頭値検波方式の測定器は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。
- 四 平均値検波方式の測定器は、別表第二号に定める基本的特性を有すること。
- 五 被測定設備を通常の使用状態において測定すること。
- 六 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらによらないことができる。

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

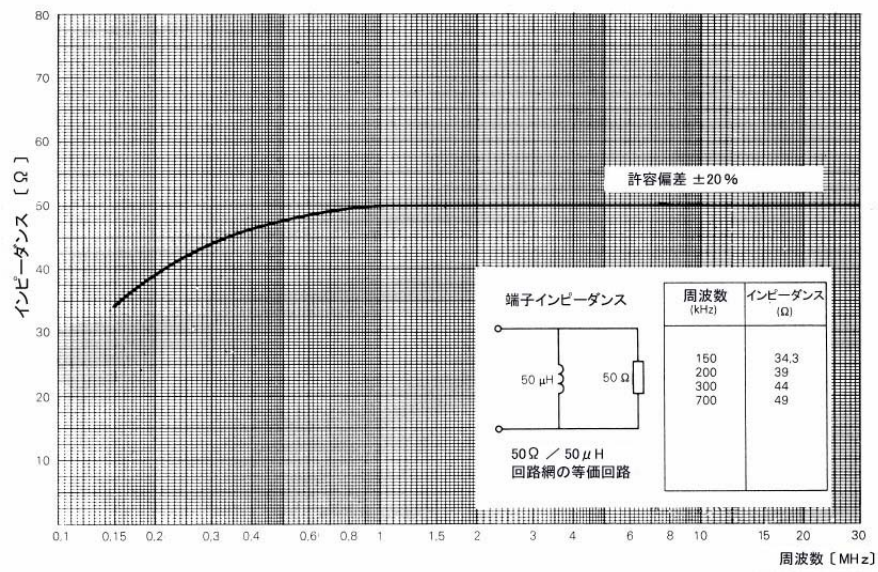
項 目	器	定器	
動作周波数が一〇kHz以下	動作周波数が一五〇kHz以下	動作周波数が三〇MHzを	超え一GHz以下の測定器
上一五〇kHz以下の測定	を越え三〇MHz以下の測	超え一GHz以下の測定器	

別表第二号 平均値検波方式の測定器の基本的特性

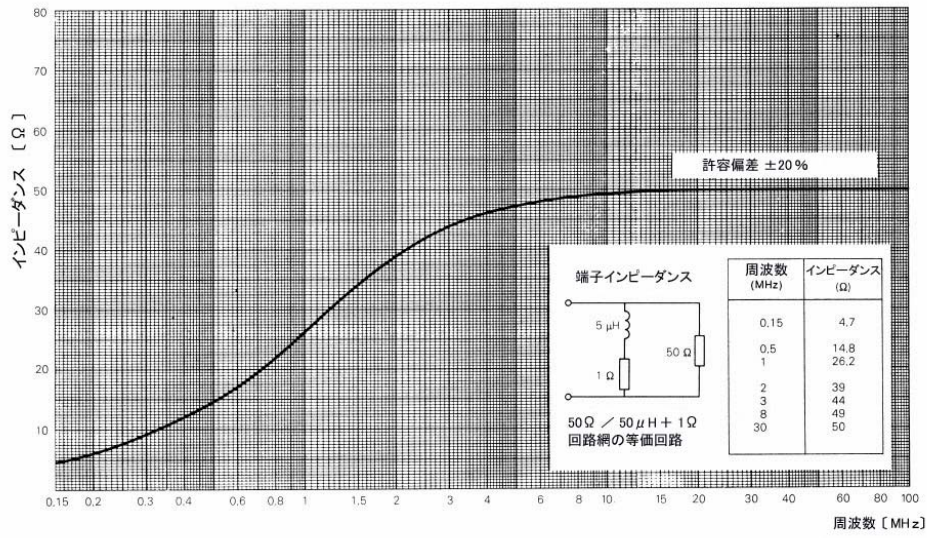
六デシベル低下点における通過帯域幅	〇・二二 kHz
検波器の充電時定数	四五ミリ秒
検波器の放電時定数	五〇〇ミリ秒
指示計の機械的時定数	一六〇ミリ秒
検波器より前の段の回路の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比）	二四デシベル
検波器と指示計器の間に挿入する直流増幅器の過負荷係数	六デシベル
	九 kHz
	一ミリ秒
	一六〇ミリ秒
	一六〇ミリ秒
	三〇デシベル
	一二デシベル
	六デシベル
	一ミリ秒
	五五〇ミリ秒
	一〇〇ミリ秒
	四三・五デシベル
	一二〇 kHz

検波器より前の段の六 デシベル低下の通過帯 域幅	項 目
○・二 kHz	器 上一五〇kHz未満の測定 動作周波数が一〇kHz以
九 kHz	器 以上三〇MHz未満の測定 動作周波数が一五〇kHz
一二〇 kHz	上一GHz以下の測定器 動作周波数が三〇MHz以

別図第一号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性（50 Ω / 50 μH
 V型擬似電源回路網）



別図第二号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性（ $50\ \Omega / 5\ \mu\text{H}$ ）
 + $1\ \Omega$ V型擬似電源回路網）



別図第三号 妨害波電圧測定のための電圧プローブ

